

かいほう

No.68

特集

東北地方太平洋沖地震に対する緊急支援について



社団法人 全国建設機械器具リース業協会

C O N T E N T S

巻頭言

会長挨拶

社団法人全国建設機械器具リース業協会会長 角口賀敏

2

特集

東北地方太平洋沖地震に対する緊急支援について

4

協会役員名簿

16

調査報告書

建設機械の盗難被害の報告について

17

賠償制度

全建リース総合賠償制度支部別加入状況

20

関係法令

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

21

お知らせ

黄綬褒章受章

28

支部だより

長野支部

29

報告

委員会活動報告

30

協会より

協会支部名簿

36

あとがき

37

社会資本整備に貢献 し業界の社会的地位 向上をめざして



社団法人 全国建設機械器具リース業協会

会長 角口 賀敏

このたびの東日本大震災により被災された地域の皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

会員の皆様におかれましては、平素より協会事業にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。また、平成23年5月25日に第38回定期総会が開催され滞りなく終了いたしました。役員一同、協会の運営・活性化のための重責に邁進しております。

建設関連業種を取り巻く経営環境は大変厳しい状況の中で、3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により、各地での未曾有の被害により更なる苦境に見舞われております。

我が国は、長期にわたって公共事業が縮減されて

いますが、防災・減災への社会資本整備は重要であることが改めて認識されております。建設関連業種の我々建設機械レンタル業界といたしても係わりは不変であり、期待も変わることはないと思います。

さて平年23年度も引き続き「信頼される業界を目指して」を協会事業の要といたしまして、常任理事会を中心に推進してまいります。

特に、

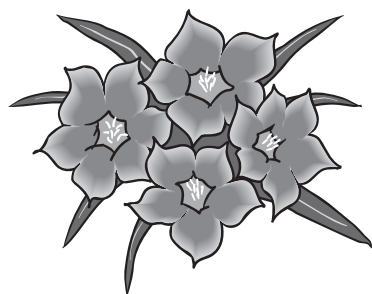
①各支部及び各ブロック主催により「建設機械器具レンタル業 管理者教育講習会」を開催いたし、管理能力・法令順守の習得及び経営の健全化を図る。

②質の高い技術者を目指して、「建設機械整備技

能士資格取得」をするための講習会の実施

③東日本大震災に関する支援の継続

なお、協会組織につきましては、既にお知らせいたしておりますが公益法人制度改革により「一般社団法人」への移行認可申請に向けて、「定款の作成、本部・支部統合した会計帳簿、公益目的支出計画」等について具体的な事務的処理を進めますので、ご協力お願いいたすとともに、会員の皆様の貴重な情報交換の場としての協会の充実を図ってまいります。最後になりましたが、会員各位のご隆盛をご祈念申し上げご挨拶いたします。



東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部の報告

会長 角口 賀敏

第1報

この災害対策は本部は今回の地震、津波による災害に対して速やかに物資・機材等の供給を円滑にできる連絡事務局とし、特に、国土交通省・各地方自治体からの問い合わせの窓口とすることを目的として設置した。

本部長には角口会長が、副本部長には藤本・北野・小沼副会長がそれぞれ就任した。

3月15日に第一回の会議が開催されて、大手広域会社、建設機械メーカーの各委員からも今回の災害の対応状況について意見が交わされ、国土交通省、被災地の自治体と協議の上で当協会としての支援できる方法等を優先して、ストーブ、小型発電機、夜間照明の供給、ユニットハウスの提供等を実行し、他に要望があれば、未使用になった携帯電話（充電器付き）や食料品の米、水、粉ミルク、さらに携帯用ガスボンベ等も検討することが決定された。また、円滑な災害応急対策に対応するために、次の事項について国土交通省に要望することが決定された。

1. 建設機械の燃料（軽油）が不足している状況にあるので、機械の円滑な稼働を図るために必要な燃料が優先的に確保

できること。

2. 緊急車両の通行に際して、所管の警察の対応が異なるため統一された基準で運用していただきたい。

3. 緊急災害対策として排出ガス規制（2次規制）の延期。

4. レンタカーが緊急災害時においてナンバーと異なる地域での稼働を可能とすること。

5. トラックの緊急災害時における重量規制の緩和。

6. 先導車が必要な場合の通行許可がおきるまでの期間を短縮すること。

第2報

与党の民主党は対応に追われ面談が難しい為に、自民党本部に午後より向かい、3月15日午前10時の第1回緊急対策会議を踏まえて、社団法人全国建設機械器具リース協会としての、今回の方針を説明し、今後の支援対策を協議しました。

その結果、被災された各県に直接支援する必要があるとの結論から、達増拓也岩手県知事・村井嘉浩宮城県知事・佐藤雄平福島県知事と直接連絡を取り、夫々の窓口担当者を決めて頂き直接支援内容を詰める事で合意いたしました。今後無償援助・有償調達を整理した上で、具体的な取り組みを進めて行きます。

又、この場で第1回対策会議の中で問題になった輸送時、現場での燃料問題、通行許可証問題、排ガス規制延長問題、他府県レンタカー問題、重量規制、トレーラーの先導者問題等の要望を出し協議しました。

この結果直ぐに必要な燃料問題を早急に解決する見込みで、必要があれば、具体的な病院名など言って頂ければ石油連盟に直接連絡が取れるので直に対応するとの話を頂いた。

今後3月18日の第2回緊急地震対策常任理事会の議論も踏まえて支援対策を決めて行きますが、常に正副対策本部長が連絡を取り協会員の皆様には緊急要請をお願いする事も有りますので、この緊急事態を考慮頂きご協力をお願いします。

第3報

3月17日午前8時から福島県庁秘書課から連絡有り、ストープを集めて欲しいと要請が有り、担当の農林水産課から具体的な支援場所の連絡をいただく。

8時30分に岩手県庁災害支援室よりブルーシート6、000枚の調達要請有り、直ちに九州支部中野支部長、中国支部宇都宮支部長、四国支部仲田支部長、北野副会長（姫野氏にも連絡取ってもらう）中部支部榊原支部長に要請する。

宮城県庁財政課から連絡が入りストープ350台、ブルーシート1、000枚、他燃料等それに伴う部品の支援要請が有り、特に名取市に至急届けて欲しいとの要望により、ストープ5台、それに伴う灯油、軽油、ガソリン、1、000L水タンク2台、ドラム缶からの汲み出しポンプ、20Lポリ容器、自転車、等の支援要請有り。

この件に関しては、緊急要請に付き福島県庁向けに、株式会社キナンにて手配した。

・ストープ	25台
・ブルーシート	550枚
・ポリ容器 20L	40個
・ポリ容器 1、000L	2台
・自転車	2台
・ドラム缶汲み上げポンプ	10本
・ポリ容器20L用汲み上げポンプ	40本
・灯油 1、000L	

・軽油	1、200L（内200Lは運送車両用）
・灯油	1、000L
・ガソリン	400L

19時に和歌山県新宮市出発、22時松阪営業所到着、直ちに追加支援物資積み込み25時終了、東京に向け出発する。

翌14時に岩手県庁より連絡が入り、依頼していたブルーシートが関東近辺で調達の目処が立ったので今の所調達を見合わせて欲しい連絡が入るが既に3、000枚の目処が付き既に多数の買い付けが終わっている旨伝えるが先方も緊急対応で大変さが伝わるので了解する。

17時に再度福島県庁より必要リストが送られて来て調達数量聞かれるが明日の理事会で場所と数の検討後連絡を入れる事にする。

第4報

3月18日8時30分 福島県庁財政課より連絡あり昨日出したりストで対応出来る品物を応急に連絡欲しいとの事。合わせてストীব用の灯油をドラム缶で50〜100本用意お願いしたいとの要請有り。

9時 宮城県庁財政課より連絡有り、ストীব、灯油他大至急要請有り、第1陣が出発している旨伝える。

第2陣も出来るだけ早く出して欲しいとのこと、併せて灯油が不足しているので、50〜100本ドラムで送って欲しいとの要請有り。またブルーシートを追加で出来る限り枚数を増やして欲しいとも。

宮城県名取市から連絡有り明日の支援物資配達時面談お願いしたい旨連絡有り、明日9時に(19日)面談約束をする。

12時〜15時30分 常任理事、正副会長会議

現在までの緊急対策状況説明、各地からの支援状況、別途緊急対策特別予算1,000万円承認頂く、合わせて今年度、次年度の事業計画、予算の承認頂く、併せて緊急事態なので敏速な対応お願いする。

この間に九州、四国、中国、近畿、中部、ブロックの支援物資の回収状況を確認しながら、残りの物資の運送手配をするが、運送途中の燃料問題、福島原発問題、震災の為の需要の急増などにより、依頼出来る運送屋が見つからない現状の報告を受ける、最悪。(株)キナン自社の車両での配達の為の車両、運転手準備手配。

17時30分再度宮城県庁より連絡有り、ガソリンの依頼有り、直

ちにドラム缶の追加調達に掛かるが、幸い北野副会長が15本調達出来ていたので、それをガソリン用に振り向ける。

18時再度福島県庁より、納入物資の大至急の要請有り、明日にも出発の約束と物品明細と個数明日午前中にFAXにて連絡すると約束する。

再度、東京支援物資担当、藤本副会長に連絡を取り、明日中に全ての支援物資の調達依頼、関東からの運送手配をするが、中々難しいとの連絡入る。仕方なく、(株)キナンにて車を手配して走る準備、人選依頼する。

宮城県方面に物資輸送中の車両に合流する為に新幹線にて那須塩原迄移動する。

第5報

3月19日4時30分 前日宿泊の那須塩原出発、7時名取市到着、直ちに佐々木名取市長と会談、協会の方針説明、震災状況の説明を受ける。

引渡し明細の説明をして現物確認頂くと、全て置いて欲しいとの要望強く、宮城県財政課と協議の結果、明日には沢山の物資が納入出来る事で、名取市に全品贈呈する事で合意する。

- ・ブルーシート 550枚
- ・ストーブ 25台
- ・自転車 2台
- ・ポリ容器(20L用) 40個
- ・水タンク(1,000L) 2個
- ・ドラム缶汲み上げポンプ 10本
- ・ポリ容器汲み上げポンプ 20本
- ・チャッカマン 20本
- ・灯油1,000L (ドラム缶5本)
- ・軽油1,000L (” ”)
- ・ガソリン400L (ドラム缶2本)

その後仙台空港周辺被災状況視察、言葉が出ない位深刻な状況を目のあたりにする。

福島県庁財政課より数回連絡有り、昨日の出荷明細至急出して欲しいと依頼あるも、まだ各地で支援物資調達中で台数確定難し

い、併せて運送業者も燃料問題、放射能問題等で受け手が無く、中々出庫の目処が付かないことを伝える。

14時和歌山支部からドラム缶50個調達連絡入り、直ちに中味の灯油の手配お願いするが調達が大量すぎて難しいとの事だが、何とか頑張つて欲しいと無理を承知のお願いする。

17時取引先の運送屋口説き通して何とか大型5台確保。和歌山、大阪、名古屋、四日市、にて積み込み始める。

東京支部から藤本副会長より、ほぼ調達出来た旨連絡入る。

角口会長は、(株)キナン自社に東京からの運送手配至急依頼、最悪社員で走るように要請、緊急車両許可申請手続き大至急お願いする。

第6報

3月20日6時30分 前日宿泊の仙台市内出発。

7時30分東松島市、東京支部での支援物資到着受け渡し。

東京からの支援物資も届き合わせて、宮城県に対し下記の品物を納入。

・灯油	4、600L（ドラム缶23本）
・軽油	1、600L（ドラム缶 8本）
・ガソリン	1、000L（ドラム缶 5本）
・ブルーシート	1、000枚
・ストーブ	50台
・ポリタンク20L	100個
・ポリタンク用ポンプ	230個
・チャッカマン	200本
・ドラム缶用ポンプ	30本
・他 ラーメン、カップヌードル	20箱

8時30分石巻イオン駐車場に到着、ガソリンが出来るだけ多く欲しいとの要望強く、やむなく他に予定したガソリン200Lを先に振り向ける。別に養殖場の発電機の軽油が無いと魚が全滅するとの話を聞いて此方も予定外で、運送屋の自車用のドラムが1本有ったので、頼み込んで回して頂き、其方に振り向けるが、かなり逼迫していて、何本でも良いので大至急追加手配お願いされる。

再度東松原市に向かい、荷物を降ろす。

岩沼市にガソリン4本800L配達（元々5本予定したが石巻で1本先に支給したので4本になった）。

13時 宮城県山元町斉藤町長と面談、震災状況の説明を受ける。

役場の建物、体育館に多くの被災者がいて、大量の物資、食料品が必要との事灯油12本、ブルーシート500枚の贈り物に大感謝される。

役場職員の皆さんには救援物資が回らないだろうと思い、社員から頂いたカップヌードル、ラーメン等を5箱プレゼントすると大変感動される。

併せてガソリンの追加を是非お願いしたいと言われるが今日中に連絡すると答える（調達の目処が付いていない）。

13時15分に福島県の支援物資が全て到着との報告が入る。急いで山元町の物資を下ろし急いで福島県本宮市に移動。

15時10分 本宮市到着、直ちに4t車2台に積み替えて福島県内合計22箇所の被災地に配送する、福島県向け救援物資は下記の通り。

・灯油6、000L（ドラム缶30本）	
・ストーブ	93台
・ポリ容器20L	50個
・ポリ用ポンプ	30本
・ドラム缶用ポンプ	20本

- ・ブルーシート 1、000枚
- ・やかん 30個
- ・チャッカマン 100本
- ・ドラム缶開閉金具 20個
- ・他社員からの差し入れでラーメン、カップヌードル 25箱

他支援物資一式積んで配送に回るが、知らない土地で手間取り8件配達出来たが、さすがに夜の11時が過ぎて被災地の学校等の電気も担当者も居なくて止む無く本日の作業を中止する、ホテル近隣に無く那須塩原迄下りAM1時ホテル到着。

この間ガソリンの追加を宮城県より依頼され続けるが連休で手配が難しく、断り続けるが、止む無く15時から和歌山県新宮市から、ドラム缶で運ぶ事を決断して(株)キナンに連絡しガソリン、ドラム缶で12本確保、但し作動油等の残ったオイルをペール缶に移し苦労して確保してくれました。

他に追加調達出来たブルーシート100枚、併せて、各市町村、県の職員さんは毎日市民と外部の対応に追われ食料品の買出しにも行けずに殆ど徹夜で苦労されているので、被災者の方にお配りするのと合わせて、ラーメン、カップヌードルを買えるだけ買い込み、結果50箱調達出来たので、明日到着しだい配ることとする。

新宮から松阪までの運送手配出来たが、松阪からの運送手配が出来ず、止む無く九州から(株)キナン社員を名古屋に新幹線で移動させて、松阪に行きトラックに乗り換えて走る手配をする。

第7報

3月21日午前7時から、昨日配り切れなかった福島県内の被災者の学校等に燃料、ストーブ他を配達する。福島県も浜通り（太平洋側）は物資が比較的行き渡っているが、中通りが中々援助が行き届いていないそうで、郡山養護学校、田村市体育館、田村市船引高校、三春町役場、鏡石町役場、玉川村文化会館、平田村中央公民館、矢吹町農業短大、西郷村役場、福島明成高校、福島東高等学校、二本松市役所、川俣町保険福祉センター、郡山北高校、北から南まで約100km近くを回るが予想以上に手間がかかる。

各地で被災者の皆様から、素晴らしい心のこもった品物と感謝される。

13時までかかり、那須塩原迄下り、昨日のガソリンが届いたので宮城県に130km移動する。

福島県の職員の方からも他にこんな支援は無いと感謝され最後は涙ながらに感謝される。又、何でも要望を言って下さいとの言葉を残し別れる。

18時30分、昨日燃料を届けた山元町にガソリンを届けるが、何と昨日届けた燃料が既に無くなっていた。

併せて多くの町民の皆様が大変喜んで頂けたとの言葉を賜る。

21時、これ以上は相手先の迷惑になると判断して本日は、仙台市内に移動してホテルに入る。

第8報

3月22日午前7時30分ホテル出発、8時30分石巻到着。

昨日到着したガソリン12本を先にブルーシート100枚、ガソリン4本、食料品を東松島市庁舎に届けて次に仙石病院、石巻赤十字病院、石巻市役所、等に届ける。

東松島市では先に届けた燃料は既に殆ど無くなっている状態で、行く先々で大感謝されるが、何処も空いているガソリンスタンドは長蛇の列が出来ていてガソリン不足の深刻さが良く解る。

仙石病院では、神部理事長が対応して頂き緊急患者の送迎やスタッフの移動もままならない状況で本当に神の助けだと感謝される。

次に日赤は5機、ヘリコプターが3分間隔で飛び立ち20台近い救急車が待機して出入りも激しく戦場さながらの、大変さが良く理解出来る。ガソリン1本予定していたが、何とか増やして欲しいと2本降ろす事になる。

石巻市内を被害状況を視察して回り深刻な被害の状況を目のあたりにする。特に日本製紙がともに津波に直撃され、大被害を受けて復旧には100億位かかるので、これを機会に撤退の意思が有るとの事を聞き、直に自民党本部に支援策の検討をお願いする。

今回石巻市では多くの方が亡くなり、行方不明の方が出ている状況で更に日本製紙が撤退となると、一つの市としての経済活動が出来なくなるので何としても救済をお願いします。

第9報

3月23日9時ホテルにて、岩手支部高橋支部長と被災状況の現状確認と、協会の方針と活動内容を説明する。太平洋側に拠点を持つ会社が営業所ごと津波に呑まれた所が数社出ている。

11時岩手県釜石市に到着、ここも現状は悲惨な状況、特に相当高い波が襲ったようで、3階近く迄波の高さの後が残っている。1万t近くある貨物船が岸壁の上に持ち上げられている、家屋の損傷も激しく3階の窓が抜けていて津波の凄さが良く解る。

その後、釜石市の災害対策本部を尋ね、野田市長と面談しお見舞いを申し上げ状況を説明受け、協会の方針、活動内容を説明し、産業振興部と具体的支援の内容を詰める。

持って来たガソリン200Lを渡すと大変喜んで頂いた、燃料置き場に行くと既にガソリンは1本も無く本当に大変さが良く解った。

ポリ容器(20L)とストープ、ドラム缶汲み出しポンプ、ポリ容器汲み出しポンプ等必要な支援品を教えて頂き各支部にお願いする。

藤本副会長から東京でストープが会員から提供の申し入れを聞いていたので、中部支部榎原支部長と共に約50台の調達の目処が付く。

中国支部宇都宮支部長、石川支部安田支部長、北海道支部伊藤支部長にポリ容器、他をお願いしたが数が少ない中、直に調達して頂き、今日発送する事ができた。

今回は品物が軽いのと各地に散らばっているので、釜石市内の

宅急便を尋ね状況を確認すると営業所留めなら遅れるとの事で、岩手支部高橋支部長にお願いして、近くの釜石営業所の所長宛に送って頂き、引取りと、対策本部に届けて頂く事にした。

取りあえず、少しは状況は落ち着きを取り戻しつつ有るので、今回は現地を引き上げる事を福島・宮城・岩手の担当者に伝え、今後は電話で連絡を取り合う事とした。特に宮城・福島の担当者からは、労いの言葉と他に無い支援と感謝しているとの言葉を頂く。

午前3時に社員と静岡に到着し本日の業務を終了する。

第10報

3月24日 静岡のホテル出発、松阪営業所に向かう、途中昨日の出荷状況確認、併せて再度釜石市の産業振興課に状況報告すると、余り信用されていなかったらしく、昨日発送した事を伝えるとビックリされていました。

更に困りごとを伺うと、ブルーシートが必要との事で、北野副会長にお願いして、1、8m×100mの商品を聞いていたので直に50本手配して、無理を言つて今日の出荷に間に合わせて頂く。併せてストープの上のやかんが有れば欲しいとの事で急遽、沖縄支部佐久本支部長がホームセンターをされているので、確認すると50個近く集めて頂いたので直に出荷願います。

更にブルーシートを徳島県からも大阪に送って先の宮城、福島の残りを約200枚有るとの報告を受けていたので、釜石市に送る手配をお願いする。

又、岩手支部高橋支部長から、釜石営業所所長の連絡先を伺い、電話で今日にでも、釜石市と受け渡しの協議して頂くように願います。

気力、体力も限界に近いので今回は帰りますが、被災地の皆さんの事を考えると、後ろ髪引かれる思いで、もつともつと支援する必要があると思います。

釜石市のように、直接被災地の現地に入ると必要なものが沢山有りながら、情報が何処かで途切れて、伝わらないのが良く解ります。もつと現地の生の情報を取れる仕組を今後考える必要があります。

今回の一連の活動を自民党本部に電話で報告し、再度レポートを送りますが、劳いの言葉と、本当に喜んで頂き感謝されました。併せてバックアップ頂いたお礼と、やはり最初に、3県の知事に直接コンタクトが取れた事が良かった事の、お礼を申し上げます。

緊急支援物資提供会員会社

平成二十三年第38回定期総会・懇談会に於いて、
角口会長より感謝状が授与されました。

(北海道支部) 1社

(株)大鐵

(東京支部) 11社

(株)トーマイ

西尾レントオール(株)

(株)エスシー・マシーナリ

(株)二進

(株)機電サービス

東日本コベルコ建機(株)

住商レンタルサポート(株)

(株)城南建材社

(株)タケカワ建機

(株)ビー・トライ

(株)サンペイ

(中部支部) 10社

(株)トーワレンテック

近藤産興(株)

(株)レックス・コーポレーション

瀧富工業(株)

(株)タイハイレンタル

山崎産業(株)

レンテック大敬(株)

日立建機レック(株)中部支店

(株)日商機械名古屋リースセンター

高津建機(株)

(大阪支部) 5社

北野建機(株)

(株)日商機械

奥村機械(株)

(株)成松屋

新興リース(株)

(和歌山支部) 5社

(株)キナン

(株)紀州建販

(株)レンタルタイキ

(株)富士工

東豊レンタル(株)

(中国支部) 2社

長浜産業(株)

宝物産(株)

(四国支部) 6社

喜多機械産業(株)

トーヨースギウエ(株)

(株)レンタルのニッケン中四国

支店四国営業部

(株)山本精工所

新日本建販(株)高松営業所

山田鋼機(株)

(九州支部) 8社

(株)シヨージ

(株)九州建産

(有)三幸リース

(株)ナカノ

(有)中央リース

野津リース(有)

(有)伊集院機工

(株)ワイズヨシハラ

(沖縄支部) 1社

(株)佐久本工機

(敬称略・順不同)

協会役員名簿

理 事

役職	氏 名	会 社 名
会 長	角口 賀敏	(株) キ ナ ン
副会長	藤本 俊雄	(株) ビ ー ・ ト ラ イ
〃	北野 一雄	北 野 建 機 (株)
〃	小沼 直人	(株) ア ク テ ィ オ
専務理事	江口 浩市	(社)全国建設機械器具リース業協会
常務理事	江藤 信男	(社)全国建設機械器具リース業協会
常任理事	伊藤 豊	(株) 大 鐵
〃	長根 常雄	(株) ほ く と う
〃	鬼丸 卓哉	(株) 城 南 建 材 社
〃	榊原 章	(株) 三 河 機 工
〃	高野 泰行	(株) 高 野 工 会
〃	姫野 康通	(株) 日 商 機 械
〃	宇都宮昭憲	長 浜 産 業 (株)
〃	中野 登	(株) ナ カ ノ
〃	佐久本嘉幸	(株) 佐 久 本 工 機
〃	辻村 敏夫	西 尾 レ ン ト オ ー ル (株)
理 事	風間 英夫	(有) 常 盤 工 業
〃	松隈 宣明	(社)日本建設機械化協会
〃	見波 潔	(社)日本建設機械化協会 施工技術総合研究所
〃	川嶋 俊夫	(社)日本建設機械工業会
〃	小川謙四郎	(株) ク ボ タ
〃	崎本 孝幸	コ ベ ル コ 建 機 (株)
〃	須藤 則行	(株) 小 松 製 作 所
〃	七山 聖學	キャタピラー・ジャパン(株)
〃	辻本 治	(株) 鶴 見 製 作 所
〃	久保山英明	デ ン ヨ ー (株)
〃	松本 博明	日 立 建 機 (株)
〃	京極 勝一	ヤ ン マ ー 建 機 (株)
〃	鈴木 道広	ユ ア サ 商 事 (株)
〃	長谷川 完	(株) 損 害 保 険 ジ ャ パ ン

監 事

役職	氏 名	会 社 名
監事	寅 太郎	(株) レ ン タ ル の ニ ッ ケ ン
〃	金子真紀子	金 子 機 械 (株)
〃	加藤 義久	日 本 み ら い 会 計 事 務 所

相談役

役職	氏 名	会 社 名
相談役	荒井 敏彦	(株) 共 英

参 与

役職	氏 名	会 社 名
参 与	気田 福俊	青 森 リ ー ス (株)
〃	三浦 正義	(株) 秋 田 中 央 機 工
〃	高橋 悦見	(株) セ ン ト ラ ル
〃	東海林寛次	山形県建設機械リース業協会
〃	酒井 安治	大 洋 電 機 (有)
〃	中川 秀敏	レ ン ト リ ー 新 潟 (株)
〃	佐藤 清二	佐藤マシナックス工商(株)
〃	北條 光一	(株) 北 條 モ ー タ ー ス
〃	原 茂	(株) 原 鉄
〃	田島 潤一	(株) レ ン ト
〃	吉川 喜彦	大 喜 産 業 (株)
〃	石橋久仁夫	高 石 機 械 産 業 (株)
〃	末田 芳晴	湊 川 産 業 (株)
〃	仲田 優晴	喜 多 機 械 産 業 (株)

建設機械等の盗難・紛失報告書

情報提供日：平成 年 月 日

機 械 名：	製造会社：		
型 式：	製造番号：	エンジン番号：	
塗 装 色：	その他番号(リース会社管理番号)：		
購入年度：	標準価格：		

被害区分(○で囲む)	盗 難 ・ 紛 失 ・ その他()		
被害発生 日 時	平成 年 月 日～ 月 日 時頃		
被害発生 場 所 ○で囲む ○で囲む	社名：		
	住所：		
	自社・ユーザー・そ の 他 構内・置 き 場・作業現場・そ の 他		
届出警察署・日時	月 日 届出		
被害者名 ※所 有 者	社名：		
	住所：		
※使 用 者	社名：		
	住所：		
連 絡 先	社名：		
	支店・営業所：		
	担 当 者 氏 名：		
	TEL： FAX：		

※形状・特徴・スケッチ・写真、及び説明文等を添付してください。

事故発生時の連絡・報告先(発生当日中に)

※被害者 → 警察署(訪問届出)
 → 購入先ディーラー(FAX)
 → 所属支部事務所(FAX) → (社)全国建設機械器具リース業協会事務局
 TEL 03-3255-0511
 FAX 03-3255-0513

建設機械盗難調査報告書 年度別推移

調査期間	H13	H14	H15	H16
受理番号	1-336	337-545	546-781	782-999
届け出件数	336	209	236	218
盗難建機台数計	628	366	255	226
被害額記入あり件数	266	180	192	174
被害総額計（単位：万円）	108,219	143,625	95,112	98,060
盗難建機数計	543	208	203	177
被害額記入なし件数	70	29	44	44
調査期間内の発見件数	3	4	5	7

調査期間	H17	H18	H19	H20
受理番号	1,000-1,238	1,239-1,410	1,411-1,523	1,524-1,633
届け出件数	239	172	113	110
盗難建機台数計	276	252	129	134
被害額記入あり件数	142	69	52	61
被害総額計（単位：万円）	53,976	18,387	17,803	12,930
盗難建機数計	161	78	64	65
被害額記入なし件数	97	103	61	49
調査期間内の発見件数	5	2	1	0

調査期間	H21	H22	累計
受理番号	1,634-1,788	1,789-1,914	1-1,914
届け出件数	155	126	1,914
盗難建機台数計	295	130	2,691
被害額記入あり件数	54	82	1,272
被害総額計（単位：万円）	16,318	20,025	584,455
盗難建機数計	54	82	1,635
被害額記入なし件数	101	44	642
調査期間内の発見件数	4	0	31

注） H13年度はH13年7月から調査開始

1. 盗難発生場所別件数

発生場所	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
自社敷地内	58	26	31	26	51	27	19	17
ユーザー敷地内	54	33	43	53	39	32	26	18
作業現場	220	144	148	130	136	112	64	60
その他	4	6	14	9	13	1	4	15
計	336	209	236	218	239	172	113	110

発生場所	H21	H22	累計
自社敷地内	38	11	304
ユーザー敷地内	39	7	344
作業現場	76	89	1,179
その他	2	19	87
計	155	126	1,914

追記

1. 価格、エンジン番号は未記入が多い
2. 型式・製造番号の数字・アルファベットが不鮮明で、正確に記録できない
3. 標準価格：新規購入価格

注）上記は発見件数分も含む数値

2. 機種別盗難建機台数

区 分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	累計
積込機械	4	1	0	0	0	0	2	0	0	0	7
掘削機械	101	94	85	92	91	54	40	28	48	26	659
クレーン	12	8	10	10	4	3	1	4	2	1	55
締固め機械	5	1	6	5	5	7	4	1	44	8	86
運搬機械	21	21	44	33	22	8	9	5	4	5	172
発電機	144	68	53	50	86	56	29	45	35	39	605
溶接機	13	6	13	8	15	17	7	4	2	8	93
投光機	11	5	1	2	1	0	0	0	0	1	21
空気圧縮機	9	2	1	3	0	1	3	2	5	2	28
その他	308	160	42	23	52	106	34	45	142	36	948
計	628	366	255	226	276	252	129	134	282	126	2,674

3. 支部別届け出件数

支部名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	累計
北海道	7	8	21	20	5	0	0	7	8	10	86
青 森	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
秋 田	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3
岩 手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 城	1	3	1	0	2	2	8	1	1	0	19
山 形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 島	3	2	2	1	1	3	2	1	1	0	16
東 京	91	83	59	50	18	7	14	11	37	8	378
神奈川	6	3	8	0	10	4	0	1	0	0	32
長 野	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
群 馬	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8
新 潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
栃 木	8	2	0	0	0	0	0	1	0	3	14
静 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中 部	110	48	73	66	102	46	21	19	40	23	548
富 山	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
石 川	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
福 井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 阪	11	1	0	1	0	0	0	1	2	0	16
兵 庫	48	23	33	19	61	68	37	30	51	23	393
和歌山	18	7	1	5	3	20	0	8	1	0	63
滋 賀	0	0	0	2	0	0	1	0	0	1	4
京 都	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2
中 国	2	2	0	4	0	0	1	1	1	2	13
四 国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
九 州	14	26	36	46	35	22	29	27	13	48	296
沖 縄	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	5
計	336	209	236	218	239	172	113	110	155	124	1,912

全建リース総合賠償制度 支部別加入状況表

(2011年5月計上分まで)

(単位：円)

支部名	会員数 (本社)	基本プラン		オペレーションミスト約 ＋ユーザー担保特約		合 計	加入率
		加入数	掛け金	加入数	掛け金		
北海道	61	27	7,441,250	23	14,757,170	22,198,420	44.3%
青 森	13	5	1,675,000	5	3,631,500	5,306,500	38.5%
秋 田	12	7	773,500	7	926,500	1,700,000	58.3%
岩 手	9	0	0	0	0	0	0.0%
宮 城	19	7	939,500	6	1,743,500	2,683,000	36.8%
山 形	7	5	1,260,500	5	2,083,000	3,343,500	71.4%
福 島	22	5	776,500	3	1,189,000	1,965,500	22.7%
新 潟	13	4	733,500	3	569,500	1,303,000	30.8%
群 馬	5	0	0	0	0	0	0.0%
栃 木	12	4	518,500	3	926,500	1,445,000	33.3%
東 京	158	40	6,244,000	29	13,030,000	19,274,000	25.3%
神奈川	43	15	2,028,500	13	6,557,500	8,586,000	34.9%
長 野	18	1	119,000	1	119,000	238,000	5.6%
静 岡	19	3	346,500	3	284,000	630,500	15.8%
中 部	51	26	4,057,500	17	8,158,000	12,215,500	51.0%
富 山	17	5	814,500	2	1,513,000	2,327,500	29.4%
石 川	18	11	1,326,000	5	841,500	2,167,500	61.1%
福 井	9	6	612,000	4	1,479,000	2,091,000	66.7%
滋 賀	19	7	1,003,000	6	1,417,500	2,420,500	36.8%
京 都	6	3	379,500	2	773,500	1,153,000	50.0%
大 阪	73	8	1,266,000	4	3,725,500	4,991,500	11.0%
和歌山	17	1	440,000	1	2,840,000	3,280,000	5.9%
兵 庫	19	8	1,051,000	6	1,674,500	2,725,500	42.1%
中 国	56	10	2,466,000	9	4,746,500	7,212,500	17.9%
四 国	11	2	306,000	2	671,500	977,500	18.2%
九 州	75	20	2,381,000	18	6,335,500	8,716,500	26.7%
沖 縄	14	11	1,520,000	10	5,282,000	6,802,000	78.6%
合 計	796	241	40,478,750	187	85,275,170	125,753,920	30.3%

国総入企第21号
平成22年12月1日

建設業者団体の長 あて

国土交通省 建設流通政策審議官

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

我が国の景気は、このところ足踏み状態になっており、また、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある。

建設業を取り巻く経営環境も依然として厳しい状況であるが、標記については、従来から元請建設企業に対する指導方お願いしているところである。このような状況下において、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要である。

国土交通省においては、平成3年2月5日に策定した「建設産業における生産システム合理化指針」（以下「指針」という。）に基づき、適正な契約の締結及び代金支払の適正化等について指導を行うとともに、下請取引に係る調査結果等に基づき、法令違反のおそれがある建設企業に対して立入検査を行い、見積りや契約の方法、支払期日、手形払と現金払の比率、手形期間等、元請下請関係の適正化に向けた指導を行ってきたところである。

また、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令遵守のための情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」（以下「ガイドライン」という。）の策定、建設業の取引におけるトラブルの迅速な解決を目的として弁護士等が適切なアドバイス等を行う「建設業取引適正化センター」の設置等、元請下請関係の適正化のより一層の推進に努めているところである。

しかしながら、依然として元請下請間において見積条件の不明確さ、書面による契約の締結前の工事着手、不当に低い請負代金による契約の締結の要求、指値発注による不適切な下請取引、赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、下請建設企業の負担による追加工事等の片務性が存在すると指摘されているところである。

こうした状況を踏まえ、国土交通省では、「入札契約制度の更なる改善」の一環として、経営事項審査制度の改正や直轄工事における入札ボンドの対象工事の拡大を通じて企業の経営評価に関する改善を行うとともに、建設工事標準請負契約約款の改正や建設業取引適正化推進月間の創設による都道府県と連携した指導監督の強化等を通

じて下請企業対策に関する改善を進めてきたところであり、関係機関に対しても、これらの取組について要請等を行ったところである。

また、工事の施工に伴う公衆災害や労働災害を防止することはもとより、国民や発注者に対して建設生産物の安全性や品質を確保するため、建設工事を適正に実施することは建設企業の基本的責務であり、従来からその徹底に努めてきたところである。しかしながら、近年、不十分な施工管理に起因する大規模な構造物における不適切な施工や安全管理の不徹底に起因する工事現場における事故の発生が見受けられることは極めて遺憾なことであり、施工管理のより一層の徹底が求められているところである。

以上を踏まえ、貴会傘下建設企業に対し、関係法令や指針及びガイドライン等を遵守するほか、下記事項に十分留意し、下請契約における請負代金の設定及び適切な代金の支払い等元請下請取引の適正化並びに施工管理のより一層の徹底に努められるよう、会議や講習会の開催などにより現場事務所に至るまで指導されたい。

記

1. 見積りについて

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底すること。特に、工事現場における工程管理や品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう必要な経費に十分留意するとともに、賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適切に考慮すること。なお、材料費については、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意すること。

あわせて、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について別途通知したので、その内容についても、周知徹底を図ること。

なお、工事見積条件の明確化については、建設生産システム合理化推進協議会において「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の内容の普及促進について申合せがなされているので、当該申合せの主旨の周知徹底を図り、契約の適正化に努めること。

2. 契約について

建設工事の契約の締結については、建設業法第19条に基づき、書面による当該建設工事の着工前の契約を徹底すること。建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による契約書を用いて、具体的な工事内容、適正な請負代金及び支払方法、着工及び完工の時期、設計変更・工期の変更・請負代金の変更に関する定め等を明示すること。

特に、請負代金の出来高払を行うに当たり、下請代金の支払時に建設廃棄物等の処理費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的内容を、請負契約の両当事者の対等な立場における合意に基づき、契約書面に明記すること。

また、請負代金を決定する際、下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示し、その額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行うことがないよう留意すること。

当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金に変更が生じる場合には、双方の協議等の適正な手順により、変更工事の着工前に書面による契約をもってこれを変更すること。工事状況により追加・変更工事の全体数量等が直ちに確定できない場合には、元請負人は、①下請負人に追加・変更工事として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、②当該追加・変更工事が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期、③追加・変更工事に係る契約単価の額を記載した書面を追加・変更工事の着手前に下請負人と取り交わすこととし、契約変更等の手続きについては、追加・変更工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。

建設工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないことに留意すること。

3. 検査及び引渡しについて

元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申し出があったときは、特約がされている場合を除いて、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

4. 下請代金の支払について

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。また、元請負人が注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。特に、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で、できる限り短い期間内に下請代金の支払を行うよう留意すること。

また、全ての元請負人は下請負人に対し、下請代金の支払をできる限り現金払に

より行うこと。現金払と手形払を併用する場合には、下請建設企業に対する支払条件を改善し、支払代金に占める現金の比率を高めることに留意すること。特に、労働者の雇用の安定を図る上で重要であることから、少なくとも労務費相当分を現金払とするよう支払条件を設定すること。

なお、前払金を受領した場合には、建設業法第24条の3第2項に基づき、下請負人に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。また、公共工事に係る前払金については、下請建設企業、資材業者等に対する前払金の適正かつ確実な支払を確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請建設企業は、前払金支払時においては、下請建設企業、資材業者等の口座への直接振込の方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。

下請代金の支払保留については、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しを終了した後に、正当な理由なく長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わないことがないように留意すること。

手形期間については、120日以内で、できる限り短い期間とすること。特定建設業者については、下請契約における代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないことにも留意すること。また、ファクタリング方式を用いる際の決済期間についても同様に、できる限り短い期間に努めること。

5. 下請負人への配慮等について

中小企業をめぐる昨今の厳しい経営環境や、工事現場における適切な施工管理の必要性にかんがみ、元請負人は下請契約の締結に際し、法定福利費、その他建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費を適切に考慮するとともに、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。

また、元請負人は、下請負人の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

特に、元請建設企業は、公共工事については、平成20年11月より実施されている「地域建設業経営強化融資制度」による資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。なお、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、建設業法第24条の6において、下請負人が建設業法その他関係法令に違反しないよう指導に努めるものとされていることを踏まえ、下請負人が建設業法第19条、第24条の3、第24条の5等の規定に違反しないよう指導に努めること。また、第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

6. 施工管理の徹底について

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、適切

な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理や工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努めること。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しを発注者に提出すること及び施工体系図を公衆が見やすい場所に掲げることが義務付けられているので、遵守するよう徹底を図ること。また、平成16年12月28日に通知した「施工体制台帳等活用マニュアルの改正について」においても現場の施工体制の確認のさらなる徹底が求められていることも踏まえ、より一層の下請契約の適正化に努めること。

7. 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても、上記1から6までの事項に準じた配慮をすること。

国総入企第22号
平成22年12月1日

都道府県主管部局長 あて

国土交通省総合政策局
建設業課長

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

標記については、かねてから貴職のご指導をお願いしているところであるが、今般、別添のとおり国土交通大臣への届出に係る建設業者団体を通じて下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等につき、建設企業に対する指導の徹底を図ったところである。

我が国の景気は、このところ足踏み状態になっており、また、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある。

建設業を取り巻く経営環境も依然として厳しい状況であるが、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要である。

国土交通省においては、平成3年2月5日に策定した「建設産業における生産システム合理化指針」に基づき、適正な契約の締結及び代金支払の適正化等について指導を行うとともに、下請取引に係る調査結果等に基づき、法令違反のおそれがある建設企業に対して立入検査を行い、見積りや契約の方法、支払期日、手形払と現金払の比率、手形期間等、元請下請関係の適正化に向けた指導を行ってきたところである。

また、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令遵守のための情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—」（以下「ガイドライン」という。）の策定、建設業の取引におけるトラブルの迅速な解決を目的として弁護士等が適切なアドバイス等を行う「建設業取引適正化センター」の設置等、元請下請関係の適正化のより一層の推進に努めているところである。

しかしながら、依然として元請下請間において見積条件の不明確さ、書面による契約の締結前の工事着手、不当に低い請負代金による契約の締結の要求、指値発注による不適切な下請取引、赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、下請建設企業の負担による追加工事等の片務性が存在すると指摘されているところである。

こうした状況を踏まえ、国土交通省では、「入札契約制度の更なる改善」の一環と

して、経営事項審査制度の改善や直轄工事における入札ボンドの対象工事の拡大を通じて企業の経営評価に関する改善を行うとともに、建設工事標準請負契約約款の改正や各都道府県と連携した建設業取引適正化推進月間における指導監督の強化等を通じて下請企業対策に関する改善を進めてきたところであり、都道府県に対しても、これらの取組について要請等を行ったところである。

また、工事の施工に伴う公衆災害や労働災害を防止することはもとより、国民や発注者に対して建設生産物の安全性や品質を確保するため、建設工事を適正に実施することは建設企業の基本的責務であり、従来からその徹底に努めてきたところである。しかしながら、近年、不十分な施工管理に起因する大規模な構造物における不適切な施工や安全管理の不徹底に起因する工事現場における事故の発生が見受けられることは極めて遺憾なことであり、施工管理のより一層の徹底が求められているところである。

ついては、貴職におかれても、この趣旨のより一層の周知徹底を図られるよう配慮するとともに、相談窓口の開設等により、下請契約に係る相談に応じ、適切な助言・指導を行う体制を充実し、発注部局、当省建設業許可部局との連携強化、知事許可業者に対する指導監督の強化、建設業者等に対する研修会の開催等を通じて、さらなる下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等に努められたい。



荒井敏彦 前会長 黄綬褒章を受章

平成二十二年秋の褒章において、「多年にわたり建設機械器具賃貸業に従事し、業務に精励するとともに協会役員として斯業の向上発展に尽力された」として当協会前会長の荒井敏彦殿が黄綬褒章を受章されました。褒章伝達式は平成二十二年十一月十二日（金）に国土交通省で行われ、その後皇居に参内され天皇陛下に拝謁、受章の祝意を賜りました。

LETTERS BRANCH

FROM
THE

支 部 だ よ り

●長野支部

われわれ長野支部は、正会員22社 賛助会員25社 合計47社の会員で構成されています。長野県は、県歌「信濃の国」に歌われているように、4つの平（4つの地域）に分かれています。北から南へ、北信・東信・中信・南信となっており、長野支部もそれぞれ、4つのブロックに分かれて活動しています。4つのブロック毎に、会員だけではなく、非会員のレンタル会社とともに、「〇〇地区レンタル研究会」を、年間3〜4回、定期的開催し、情報交換や親睦を深めています。

今回、未曾有の東日本大震災が、東北・関東地方を襲いましたが、長野県栄村も、大きな被害を受けました。4月11日現在、避難所生活をされている方が76名いらっしゃいます。仮設住宅の建設もようやく始まり、6月1日から入居できるそうです。私たちの住む長野県は、従来から、東海沖地震や東南海地震

の「地震防災対策強化地域」に指定されており、長野支部は、平成20年3月、「長野県建設機械リース業協会」として、長野県と「災害時等の災害対応資機材のリースに関する協定」を締結し、毎年長野県総合防災訓練に参加し各種の災害に対応できる体制を整えています。



今回の長野県栄村の地震でも、長野支部北信ブロックが中心となって、各種機材の調達に協力させていただいたところであります。

長野支部では、今後、県内各地の市町村と、「災害時応援協定」を締結することを、支部の目標の第一に掲げて活動していく予定です。

さて、2011年4月から9月まで放送されるNHK総合テレビの朝ドラ「おひさま」の舞台は、長野県安曇野市と松本市です。信州 安曇野の四季の美しい風景がいつぱいの朝ドラです。

国宝松本城、安曇野 碌山美術館、いわさきちひろ美術館、わさび農場、見どころいっぱい長野県。

全国の会員の皆様、ぜひ、信州に、美味しい信州そばと美しい景色を「見に来ましょ。」（信州 安曇野の方言「遊びに来て下さい。」）

長野支部長 原 茂（株原鉄）

平成22・23年度委員会活動報告

(平成22年6月9日～平成23年5月25日)

協会本部の各委員会の活動内容を議事録に基づき、議題を中心に簡略的にまとめたものです。年間1回(6月発行)掲載いたします。

第91回理事会(常任理事会と合同)

日 時 平成22年10月19日(火) 16:00～17:30
場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 瑠璃中の間

議 事

【決議事項】

1、従たる事務所の移転について

従たる事務所の移転については理事会決議であり、岩手支部・新潟支部・大阪支部の3支部の移転について、議長が諮ったところ、異議なく可決した。

2、平成23年度暫定予算執行について

「暫定予算として、平成23年度予算の成立日まで(4月・5月の2か月分)平成22年度の事業予算により収支を行う」ことについて理事会の承認が必要であることが説明され、了承された。

【報告事項】

3、委員会報告

- (1) 若手経営者との懇談会開催一覧
- (2) 管理者教育講習会実施状況について
- (3) 建設機械整備技能検定事前講習会実施報告
- (4) 流通問題について

・業界状況調査集計

・補償料制度各社比較一覧

(5) 平成22年度上期入退会者について

正会員入会9社・退会13社が報告された。

(6) 平成23年度年間事業スケジュール(案)について

(7) 全建リース総合賠償制度加入状況について

(8) 可発専門委員会 風間常任理事

・平成22年度講習会・試験結果について

・平成23年度講習会スケジュールについて

4、その他

・平成22年度「特定サービス産業実態調査」の実施に伴う協力依頼について

臨時理事会(常任理事会と合同)

日 時 平成23年1月8日(土) 11:00～12:00
場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 珊瑚の間

議 事

- 1、本部・支部統一会計ソフト、パソコン導入について
一般社団法人移行申請に伴い、本部支部合算の予算決算書が必要であることから、導入が必須であり、具体的なスケジュール等が説明され承認された。
- 2、平成22年11月現在の、各支部の現金・預金残高一覧について
国からの指導として、内部保留率を30%とすることが望ましくされているが、現在のところ44%であり、平成22年度末までに予算執行してほしい要望が出され、承認された。
- 3、平成23年度 建設機械整備技能士検定事前講習会の日程について
- 4、補償料・管理費・基本契約書 検討委員会設置について
- 5、その他

常任理事会

日 時 平成23年3月18日（金） 12:00～15:00
場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 真珠の間

議 事

- 1、東北地方太平洋沖地震に関する災害対策本部設置について
- 2、平成22年度決算（案）について
- 3、新新公益法人会計基準に基づき、平成23年度予算（案）について

第92回理事会（常任理事会と合同）

日 時 平成23年5月25日（水） 13:00～14:03
場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 瑠璃中の間

議 事

【決議事項】

- 1、第38回定期総会議案書について
 - (1) 第1号議案 平成22年度事業報告承認の件
平成22年度事業について、議案書を基に説明が行われ、検討の結果原案通り総会に上程することとなった。
 - (2) 第2号議案 平成22年度収支決算書承認の件
会計監査報告
 - (3) 第3号議案 辞任に伴う役員選任の件
 - (4) 第4号議案 平成23年度事業計画（案）に関する件
 - (5) 第5号議案 平成23年度収支予算（案）に関する件
- 2、従たる事務所登記に関する件
- 3、東日本大震災に伴う、被災地域の平成23年度上期会費免除の件

【報告事項】

- 4、平成22年度入退会者について
正会員入会14社・退会31社が報告された。
- 5、平成23年度年間事業スケジュールについて
- 6、委員会報告
 - (1) 平成22年度管理者教育講習会・安全衛生特別教育開催一覧
 - (2) 平成22年度建設機械整備技能士検定事前講習会開催一覧
 - (3) 平成22年度全国若手経営者懇談会開催一覧

(4)可発専門委員会

7、全建リース総合賠償制度加入状況及び(有)ゼンケン決算(案)について

8、その他

第38回定期総会

日 時 平成23年5月25日(水) 14:30～15:30
場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 瑠璃東の間

議 事

第1号議案 平成22年度事業報告承認の件

第2号議案 平成22年度収支決算書承認の件

会計監査報告

第3号議案 辞任に伴う役員選任の件

第4号議案 平成23年度事業計画(案)に関する件

第5号議案 平成23年度収支予算(案)に関する件

第1号議案から第5号議案について審議が行われ、承認可決された。

会長・副会長会議

日 時 平成22年6月9日(水) 12:50～15:20
場 所 山東ビル 10階 会議室

議 題

- 1、建設機械整備技能士試験のための講習会に対する助成について
- 2、事務局長会議の開催について
- 3、若手経営者との懇談会開催について

建機メーカーとの意見交換会

日 時 平成22年7月6日(火) 15:00～17:00
場 所 山東ビル 10階 会議室

テ ー マ

- 1、各社の現況と将来の認識について
- 2、教会組織への積極的な取り組みについて
- 3、ダブルレンタルの推進について
- 4、メーカーレンタルの今後についての考え方

会長・副会長と大手広域レンタル業者、建機メーカーとの懇談会

日 時 平成22年11月18日(木) 13:00～17:30
場 所 山東ビル 10階 会議室

議 題

- 1、建設機械レンタル業界の現状
- 2、建設機械賃貸借(レンタル)に関する基礎知識

- 3、東京リース協流通勉強会報告
- 4、信頼され、やりがいのあるレンタル業を目指すには
- 5、協会への、建機メーカーからの要望について

会長・副会長会議

日 時 平成23年1月8日(土) 10:00～10:50
場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 1階 ティーラウンジ

議 題

- 1、アタッチメント取り付け料について
- 2、委員会委員の任期について
- 3、日本経済新聞の広告について

支部長会議

日 時 平成22年10月19日(火) 14:30～16:00
場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 瑠璃中の間

議 題

- 1、本部・支部間の月次報告実施状況について
- 2、一般社団法人移行申請に伴う、協会の「内部保留額」の取扱について
- 3、本部・支部 経理システム統一について
- 4、全国建設機械器具リース業厚生年金基金組織について

事務局長会議

日 時 平成22年7月21日(水) 12:00～15:00
場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 瑠璃東の間

議 題

- 1、公益法人制度改革に伴う経理処理について
- 2、協会統一勘定科目について
- 3、仕訳伝票(月次報告)について
- 4、支部登記について

可発専門委員会

日 時 平成22年8月4日(木) 13:30～15:00
場 所 山東ビル 10階 会議室

議 題

- 1、平成22年度 講習会・試験 実施結果について
受講・受験申込者数は376名であり、出席者数371名、欠席者数は5名であった。内訳は正会員358名、非会員18名であった。
- 2、平成22年度 認定試験結果について
本年度試験結果は、受験者数371名、合格者数364名、不合格者数6名、合格率98.4%となった。
- 3、不合格者の取扱いについて
昨年度より不合格通知書を改訂したことが改めて説明され、サ

ンプルが示された。

4、平成22年度 更新講習実施結果について

更新講習は対象者688名に対し申込者数525名、出席者数516名、欠席者数9名であった。

5、平成23年度 講習会スケジュールについて

平成23年度更新講習は、対象者数は合計で598名であり、内8割を受講見込みとしている。

例年10会場であるが、東京地区は多人数のため2回開催とし、延べ11会場となった。なお、中国地区においては広島会場と岡山会場の交互開催とする。

可発専門委員会

日 時 平成22年10月14日(木) 14:00～16:00
場 所 山の上ホテル 本館2階 つつじの間

議 題

1、一般社団法人移行申請に伴う、「公益目的支出計画」に基づき実施する事業(案)について

可発専門委員会と講師との合同会議

日 時 平成22年10月14日(木) 16:00～17:00
場 所 山の上ホテル 本館2階 つつじの間

議 題

- 1、平成22年度 講習会・試験結果、更新講習会について
- 2、平成23年度 講習会スケジュールについて
- 3、平成23年度 講習会テキスト作成(新規・更新)について
- 4、平成23年度 試験問題作成等打合せ日程について
- 5、一般社団法人移行申請に伴う、「公益目的支出計画」に基づき実施する事業(案)について

講習地		更新講習	新規講習
沖縄	6月9日(木)	6月7日(火)～6月8日(水)	
名古屋	6月13日(月)	6月14日(火)～6月15日(水)	
福岡	6月17日(金)	6月15日(水)～6月16日(木)	
岡山	6月20日(月)	6月21日(火)～6月22日(水)	
大阪	6月24日(金)	6月22日(水)～6月23日(木)	
東京	7月4日(月)		6月28日(火)～6月29日(水)
	7月21日(木)		
仙台	7月8日(金)	7月6日(水)～7月7日(木)	
札幌	7月14日(木)	7月12日(火)～7月13日(水)	
高松	7月1日(金)		
石川	7月1日(金)		

※仙台会場

東北地方太平洋沖地震のため中止

可発専門委員会

日 時 平成23年2月4日(木) 13:30～15:30
場 所 山東ビル 10階 会議室

議 題

- 1、平成23年度 新規講習会、更新講習会について
- 2、平成23年度 更新講習受講者数について
- 3、定期点検済証票・定期点検記録表の頒布状況について
- 4、平成22年度決算(案)について
- 5、平成23年度予算(案)について

可発技術専門部会と講師との合同会議

日 時 平成23年2月17日(木) 12:00～15:30
場 所 山の上ホテル 本館2階 つばきの間

議 題

- 1、平成23年度 可搬形発電機整備技術者 認定試験問題について
- 2、平成23年度 講習テキストについて

協会支部名簿

平成23年6月末現在

支部名称	支部長名	事務局長	〒	所在地	TEL	FAX
北海道支部	伊 藤 豊	小野寺康夫	060-0034	北海道札幌市中央区北四条東2-8-3 第2まるよビル4F	011-221-1485	011-222-5612
青森支部	気田福俊	浅野修司	034-0051	青森県十和田市伝法寺字大窪62-1 青森リース(株)内	0176-28-3111	0176-28-2837
秋田支部	三浦正義	小室忠男	010-0201	秋田県潟上市天王字棒沼台282 (株)秋田中央機工内	018-872-2402	018-872-2403
岩手支部	高橋悦見	千葉岸夫	028-3623	岩手県奥州市胆沢区南都田字化粧板179 (株)セントラル内	0197-46-3939	0197-46-3900
宮城支部	長根常雄	小原透	984-0015	宮城県仙台市若林区御町5-5-1 仙台団地倉庫協同組合会館2F	022-238-1751	022-238-1752
山形支部	東海林寛次	東海林寛次 (兼任)	990-0864	山形県山形市陣場1-9-15	0236-84-9455	0236-84-2449
福島支部	佐藤清二	斎藤博	963-8862	福島県郡山市菜根4-11-32	024-933-7803	024-933-7813
新潟支部	酒井安治	吉田健一郎	950-0941	新潟県新潟市中央区鳥屋野326 (株)新潟まるよし内	025-284-6605	025-284-6605
群馬支部	中川秀敏	石原栄志	371-0013	群馬県前橋市西片貝町4-5-15	027-243-2822	027-243-5595
栃木支部	北條光一	伊藤義昭	320-0043	栃木県宇都宮市桜1-1-3 ブレジール桜2FC	028-636-0102	028-636-0103
東京支部	鬼丸卓哉	前田秀雄	101-0038	東京都千代田区神田美倉町12-1 キャビル5F	03-3255-0515	03-3255-0516
神奈川支部	風間英夫	植田美奈江	221-0052	神奈川県横浜市神奈川区栄町2-10 アール・ケープラザ横浜Ⅲ110	045-440-1116	045-440-1117
長野支部	原 茂	倉田五郎	395-0004	長野県飯田市上郷黒田2731-1	0265-23-9605	0265-23-9616
静岡支部	田島潤一	田島潤一 (兼任)	422-8035	静岡県静岡市駿河区宮竹1-14-14 (株)レント内	054-238-8022	054-238-8033
中部支部	榊原章	水谷勝治	460-0008	愛知県名古屋市中区栄1-14-14 御園パレス3F302	052-203-1657	052-203-1658
北陸支部	高野泰行	大山勇	920-0211	石川県金沢市湊2-116-16 大山方	076-237-3171	076-238-7597
滋賀支部	吉川喜彦	樋上ちえみ	524-0013	滋賀県守山市下之郷3-14-25 第一観光ビル2F	077-581-0481	077-581-0481
京都支部	石橋久仁夫	吉田栄次	604-8831	京都府京都市中京区四条通中新道西入 高石機械産業(株)内	075-802-0171	075-841-1595
大阪支部	北野一雄	中谷穂利枝	556-0021	大阪府大阪市浪速区幸町2-3-14 ダイトビル505号	06-6561-7405	06-6561-7407
和歌山支部	角口賀敏	丸田美枝	640-8303	和歌山県和歌山市鳴神588-1 ソレーユ鳴神1F	073-474-5789	073-474-1038
兵庫支部	末田芳晴	神田久大	650-0025	兵庫県神戸市中央区相生町2-2-7 ツルビル2F	078-361-2481	078-361-2487
中国支部	宇都宮昭憲	高島英昭	733-0873	広島県広島市西区古江新町4-23 アルファ大田201号室	082-275-0532	082-275-0538
四国支部	仲田優晴	美馬博	770-0044	徳島県徳島市庄町3-16 喜多機械産業(株)内	090-7789-2823	088-631-9270
九州支部	中野登	伊藤公明	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-9-1 東福第2ビル6F	092-482-6685	092-452-2563
沖縄支部	佐久本嘉幸	富村英生	901-2101	沖縄県浦添市西原1-11-2-201	098-876-6410	098-876-6410

あ と が き

この度の東日本大震災により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

皆様の安全と被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

角口会長の挨拶（巻頭言）にもありますとおり、平成23年度第38回定期総会が、5月25日滞りなく終了いたし、新年度の事業も推進されております。

なお「かいほう」は、会員各位の貴重な情報を共有し、また、協会活動を記録として残すことになっております。会員の皆様の「ご意見」等をお願いいたします。

今後とも充実した編集に取り組みますので、ご協力お願いいたします。

最後になりましたが、会員各位の皆様のご隆盛をお祈り申し上げます。

平成23年6月

事務局

かいほう

No.68

発行日 平成二十三年六月

発行者 社団法人 全国建設機械器具リース業協会

〒一〇一〇〇三八

東京都千代田区神田美倉町十二一

キャビル五階

TEL 〇三―三二五五―〇五一

FAX 〇三―三二五五―〇五一

三

発行責任者 事務局
制作編集 有限会社 ビジネスアシスト

〒一〇四一〇〇四五

東京都中央区築地七一一一五

中銀ビル2F

TEL 〇三―六二七八―八〇七五





かいほう
No.68